

平成23年1月31日

求償権回収業務の受託者の公募について（公示）

独立行政法人農林漁業信用基金（以下「基金」という。）では、求償権の回収業務の受託者を公募します。

1. 委託求償権の概要

（1）求償権の内容

基金が金融機関に代位弁済したことにより取得した求償権
（代位弁済先は木材・木製品製造業者が主体）

（2）委託求償権の金額

約10億円（約40債務者）

（3）委託求償権の所在

全国

2. 委託業務の内容

- ・債務者・保証人に対する弁済交渉
- ・担保物件の処分
- ・求償金請求事件等法的措置
- ・その他、資料作成（債務者・保証人に関する報告書、担保調査等）等

3. 委託費（受託報酬）

原則として求償権回収額に対する一定割合を成功報酬とする。

（旅費、法的手段に伴う諸経費等の実費は別途支払うこととする。）

4. 受託資格要件等

- ・「債権管理回収業に関する特別措置法（通称サービサー法）」により営業許可を得ている会社で、現に営業を行っている会社。
- ・特定金銭債権の回収受託業務実績が平成19年4月以降にある会社。

- ・行政処分を受けていない会社。（過去に行政処分を受けている場合、処分が解除されていれば可）
- ・個人情報保護に関し社内規程が整えられており、組織的・人的・技術的安全措置がとられている会社。
- ・回収交渉時に債務者等との面談交渉が可能な会社。
- ・回収交渉等に関し基金との協議が可能な会社。
- ・受託した求償権の回収業務を再委託しない会社。

5. 受託者の選考方法

一次選考（書類選考）及び二次選考（面談）による。

受託者は1社とする。

（1）一次選考書類の提出期日

平成23年2月14日（月）午後5時までに基金必着

受託希望者は、応募・照会窓口（下記6）までお問合せの上、提出書類を確認のこと
一次選考の結果は、2月15日（火）に応募者に連絡

（2）二次選考（面談）実施日

平成23年2月21日（月）～2月22日（火）

面談時間は1社当たり1時間程度

二次選考結果は、二次選考実施後2週間以内に参加者に通知

6. 応募・照会窓口

〒101-8506

東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル11階

独立行政法人農林漁業信用基金

林業部管理課 担当：隅山（すやま）、石塚

TEL：（03）3294-5587

FAX：（03）3294-5595

照会時間 平日9時30分から12時、13時から17時30分まで